

木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案について

平成29年2月
農林水産省
経済産業省
国土交通省

趣旨

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を制定する。

概要

1 確認に関する事項

木材関連事業者は、取り扱う木材等の原材料（規則案 の2の（1）に掲げる物品にあつてはその部材の原材料に限り、規則案 の2の（4）に掲げる物品にあつてはその基材の原材料に限る。以下同じ。）となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）を、次の事業の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うこととする。

（1）第一種木材関連事業（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する施行規則案（以下「規則案」という。） の1の（1）の第一種木材関連事業をいう。以下同じ。）のうち、規則案 の1の（1）の 、 又は に掲げるもの 樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対し、次に掲げる書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法第4条第2項の情報（以下「法令等情報」という。） 樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報を踏まえ、これらの書類の内容を確認すること。

樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次に掲げる事項を記載した書類

イ 種類及び原材料となっている樹木の樹種

ロ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域

ハ 重量、面積、体積又は数量

ニ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

（2）第一種木材関連事業のうち、規則案 の1の（1）の に掲げるもの 法令等情報その他必要な情報を踏まえ、次に掲げる書類の内容を確認すること。

自ら所有する樹木を材料とする丸太について（1）の のイからハまでに掲げる事項を記載した書類

の樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

（3）第二種木材関連事業（規則案 の1の（2）の第二種木材関連事業をいう。以下同じ。） 3の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認すること。

参考（規則案 の1より）

(1) 第一種木材関連事業

次に掲げる事業を第一種木材関連事業と定義する。

樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）

樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）

樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託又は再委託を受けた者が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

木材等の輸入をする事業

(2) 第二種木材関連事業

法第 2 条第 3 項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものを第二種木材関連事業と定義する。

2 追加的に実施することが必要な措置に関する事項

第一種木材関連事業を行う者は、当該第一種木材関連事業において取り扱う木材等について、1の(1)又は(2)の規定による確認では合法性の確認ができない場合には、次に掲げるいずれかの措置を実施することとする。

(1) 合法性の確認ができない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、1の(1)の又は(2)の に掲げる書類以外のものを収集し、法令等情報その他必要な情報を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。

(2) 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

3 木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項

木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合（消費者に譲り渡す場合を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

(1) 第一種木材関連事業を行う者にあつては、1の(1)若しくは(2)又は2の(1)の規定による確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

(2) 第二種木材関連事業を行う者にあつては、1の(3)の規定による確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

(3) 法第 8 条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

4 記録の管理に関する事項

木材関連事業者は、1の(1)から(3)まで又は2の(1)の規定による確認に係る記録について、次の事業の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により管理することとする。

(1) 第一種木材関連事業のうち、規則案 の1の(1)の 、 又は に掲げるもの 1の(1)の に掲げる書類並びに1の(1)及び2の(1)の規定による確認に関する記録を5年間保存すること。

(2) 第一種木材関連事業のうち、規則案 の1の(1)の に掲げるもの 1の(2)の に掲げる書類並びに1の(2)及び2の(1)の規定による確認に関する記録を5年間保存すること。

(3) 第二種木材関連事業 1 の (3) の規定による確認に関する記録及び 3 の規定により提供を受けた書類を 5 年間保存すること。

5 体制の整備

木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うよう努めることとする。

施行日

平成29年5月20日（法の施行日と同じ）後に行う法第3条第3項の規定による協議が整い次第、速やかに施行